

ご存知ですか？

固定資産税の軽減

即時償却

税額控除

速報版

省エネ設備導入で、税優遇が受けられます！！

中小・小規模事業者の投資を支援するため、平成29年度税制改正が行われました。空調設備導入に適用可能な税制優遇制度が拡充・創設されましたので、ご紹介します。

■空調設備導入で適用できる優遇制度

	①経営強化法認定 (固定資産税の特例措置)	②中小企業経営強化税制	③商業・サービス業・ 農林水産業活性化税制
適用期間	H28.7.1~H31.3.31	~H31.3.31	~H31.3.31(期間延長)
税制措置	固定資産税の軽減 (設備を取得した翌年度から3年間、 固定資産税が1/2に軽減)	即時償却100% 又は 税額控除7% (資本金3,000万円以下もしくは個人事業主は10%)	特別償却30% 又は 税額控除7% ※税額控除は、資本金又は出資金額が3,000万円以下の法人・個人のみ
対象事業者	中小企業者等 ^{※1} (注)「機械装置」以外については、対象地域・業種限定有り(裏面参照)	青色申告書を提出する中小企業者等 ^{※1} (注)指定事業に該当する必要あり(裏面参照)	青色申告書を提出する商業・サービス業等を営む中小企業者等 ^{※1} (注)商業・サービス業等の対象業種に該当する必要あり(裏面参照)
対象設備 (最低取得価額/ 販売時期)	・機械装置(160万円以上/10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ・建物附属設備(60万円以上/14年以内) ・器具備品(30万円以上/6年以内)	・機械装置(160万円以上/10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ・建物附属設備(60万円以上/14年以内) ・器具備品(30万円以上/6年以内) ・ソフトウェア(70万円以上/5年以内)	・建物附属設備(60万円以上) ・器具備品(30万円以上)
設備の要件	一世代前モデルと比較して、「生産性」が年平均1%以上向上していること	一世代前モデルと比較して、「生産性」が年平均1%以上向上していること	経営の改善に役立つ設備であること
主な要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備(証明書要)	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備(証明書要)	設備導入前に認定経営革新等支援機関からアドバイスを受け、経営改善に役立つ設備として書類に記載(証明書不要)
工業会発行の証明書	必要	必要	不要
制度の併用可否	②③のいずれかと併用可	①と併用可	①と併用可

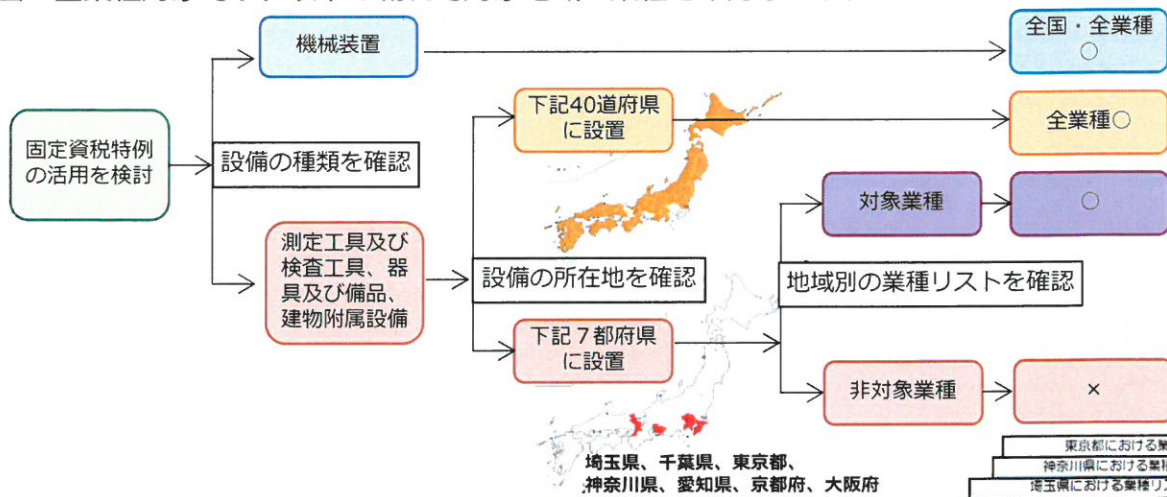
※1 中小企業者等とは

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等(中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る)ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者となりません。
①大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

〈補足〉固定資産の設備区分については、事業者の判断となります。一般的に空調設備は、「器具及び備品」又は「建物附属設備」に区分されますが必ず顧問税理士や所轄の税務署等の専門家にご確認下さい。

■ 固定資産税の特例措置の対象地域・業種の考え方

H29年度税制改正により新たに追加された設備（測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備）については、一部の地域において対象業種が限定されます。機械装置については引き続き全国・全業種対象です。以下の流れで対象地域・業種を確認します。



地域別の業種リストの取得先

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府については、対象となる業種が限られていますので、リストで確認します。

■ 中小企業経営強化税制の指定事業について

青色申告を提出する中小企業者等が以下の事業に使用した場合に対象となります。

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理店業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。

（注2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

■ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種について

対象業種は以下となります。

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、損害保険代理店業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・美容・浴場業、その他生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働派遣業、その他の事業サービス業））、農業、林業、漁業、水産養殖業

（注1）料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業で生活衛生同業組合の組合員が営むものは対象です。

（注2）宿泊業のうち、旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているものは対象です。それ以外は対象外です。

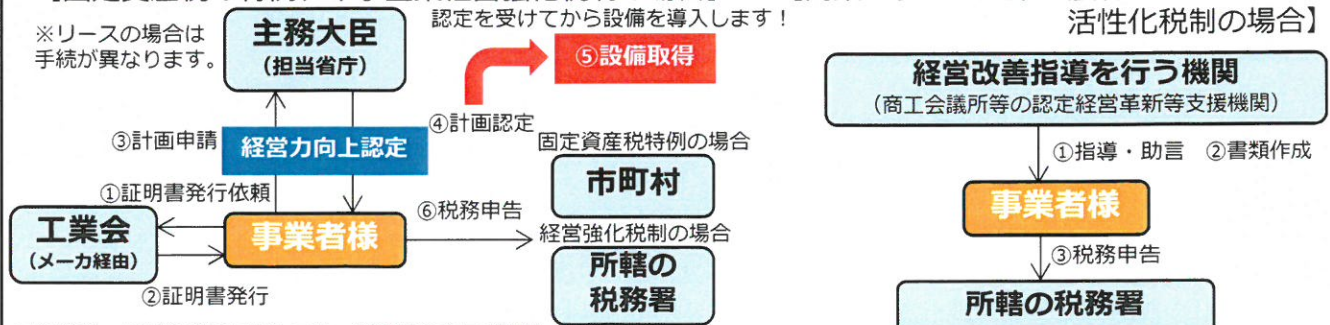
（注3）医療業、娯楽業（映画業を除く）、建設業、製造業は対象外です。

■ 適用の手続について

【固定資産税の特例、中小企業経営強化税制の場合】

【商業・サービス業・農林水産業活性化税制の場合】

※リースの場合は
手続が異なります。



対象機種、証明書発行に関しては、営業担当までご相談ください。